

第四管区海上保安本部公示第32号

水路業務法第8条に基づき次のとおり公示する。

令和7年9月24日

第四管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施する者の名称及び住所

第四管区海上保安本部

愛知県名古屋市港区入船2丁目3番12号

2 水路測量を実施する区域及び期間

付図に示すとおり

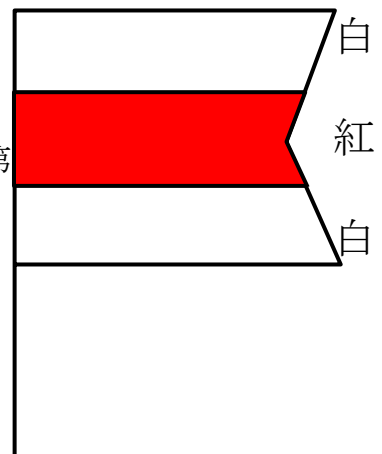
令和7年10月1日～令和8年1月30日（うち4日間）

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、シングルビーム音響測深機による測深

4 その他必要な事項

測量船には、水路業務法第17条に基づき、
水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第
55号）第6条に定める標識を掲げる。



蒲郡水路測量海域



海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図